

働きながらもらう65歳未満の年金制度について



令和4年4月より、65歳未満の在職老齢年金の支給停止基準額が大幅に変わります。

現行制度では、給与月額（賞与年額÷12を含む）と年金月額を合算して28万円を超えると、超えた額の2分の1に相当する年金が支給停止となります。

制度改正後は、給与月額と年金月額を合算して47万円までは支給停止がなくなるため、満額の年金を受け取れる方が相当数増えることが予想されます。

しかし、年金受給年齢は段階的に引上げられており、男性は昭和36年4月2日生まれ、女性は昭和41年4月2日以降に生まれた方の年金受給年齢は65歳となります。

よって、この制度改正の恩恵を受けられる方は一部の方に限られそうです。



<文責：駒形>



令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます。



記帳代行事業部からのお知らせです。ちょうど一年前にも記帳の「必要性」や「重要性」について説明をさせて頂きました。今回は更に、今迄以上必要になってくる事が予想されますのでそれについてお知らせします。特に消費税の免税事業者で領収書等の集計のみ（白色申告）で申告をされている事業者の皆さんには必見です。

令和5年10月1日から消費税の「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス制度」が開始されます。これにより今まで免税事業者でしたが、わざわざ、消費税課税申告者の選択をして消費税の申告をしなくてはならない事業者、又は申告をした方が得をする事業者が出て来る事が予想されます。「何故か」は当事務所の担当者から追々提案がありますので確認して下さい。

消費税の申告が必要になりますと、記帳をしてそれを基に会計ソフトを活用していかなくては正しい税計算が困難になります。消費税の税額を手集計で計算することは非常に難しいです。

ただ、簡単に「記帳」といってもすぐには出来ません。

「記帳方法がよくわからない」あるいは「時間が無い」等様々な事情があります。開始は令和5年からですが、来年からは準備を進めていかなくてはなりませんので、どうぞ、記帳の方法又は記帳のお手伝いを含めて当事務所へご相談をしてください。



<文責：黒浜>